

道路法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

○	道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）（第一条関係）	．．．．．	1
○	道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）（抄）（第二条関係）	．．．．．	9
○	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）（第三条関係）	．．．．．	19
○	都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）（第四条関係）	．．．．．	21
○	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）（抄）（第五条関係）	．．．．．	23
○	道路の修繕に関する法律（昭和三十二年法律第二百八十二号）（抄）（附則第五条関係）	．．．．．	27
○	高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）（抄）（附則第六条関係）	．．．．．	28
○	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）（抄）（附則第七条関係）	．．．．．	29

改 正 案	現 行
<p>目次 第一章～第七章（略） 第八章（第九十九条―第一百九条） 附則 （道路の占用の許可基準） 第三十三条（略）</p> <p>2 次に掲げる工作物又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。</p> <p>一 前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高架の道路の路面下に設けられる工作物又は施設で、当該高架の道路の路面下の区域をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの 二・三（略）</p> <p>（入札対象施設等の入札占用指針） 第三十九条の二 道路管理者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請を行うことができる者を占用料の額についての入札により決定することが、道路占有者の公平な選定を図るとともに、道路管理者の収入の増加を図る上で有効であると認められる工作物、物件又は施設（以下「入札対象施設等」という。）について、道路の占用及び入札の実施に関する指針（以下「入札占用指針」という。）を定めることができる。</p> <p>2 入札占用指針には、次に掲げる事項を定めなければならない</p>	<p>目次 第一章～第七章（略） 第八章（第九十九条―第一百七条） 附則 （道路の占用の許可基準） 第三十三条（略）</p> <p>2 次に掲げる工作物又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（新設）</p>

- 一 入札占用指針の対象とする入札対象施設等の種類
 - 二 当該入札対象施設等のための道路の占用の場所
 - 三 当該入札対象施設等のための道路の占用の開始の時期
 - 四 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るための清掃その他の措置であつて当該入札対象施設等の設置に伴い必要となるもの
 - 五 第三十九条の五第一項の規定による認定の有効期間
 - 六 占用料の額の最低額
 - 七 前各号に掲げるもののほか、入札の実施に関する事項その他必要な事項
- 3 前項第二号の場所は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請を行うことができる者を入札により決定することが道路の管理上適切でない場所として国土交通省令で定める場所については定めのないものとする。
 - 4 第二項第五号の有効期間は、二十年を超えないものとする。
 - 5 第二項第六号の占用料の額の最低額は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める額を下回つてはならないものとする。
 - 6 道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）は、入札占用指針を定め、又はこれを変更しようとする場合においては、あらかじめ、当該入札占用指針に定めようとする第二項第二号の場所の存する市町村を統括する市町村長の意見を聴かなければならない。
 - 7 道路管理者は、入札占用指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。
- （入札占用計画の提出）
- 第三十九条の三 入札対象施設等を設置するため道路を占用しようとする者は、入札対象施設等のための道路の占用に関する計画（以下「入札占用計画」という。）を作成し、その入札占用計画が適当である旨の認定を受けるための入札（以下「占用入札」という。）に参加するため、これを道路管理者に提出する

（新設）

ことができる。

2| 入札占用計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一| 第三十二条第二項各号に掲げる事項

二| 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るための清掃その他の措置であつて当該入札対象施設等の設置に伴い講ずるもの

三| その他国土交通省令で定める事項

3| 入札占用計画の提出は、道路管理者が公示する一月を下らない期間内に行わなければならない。

(占用入札)

第三十九条の四 道路管理者は、入札占用計画を提出した者のうち、次の各号のいずれにも該当すると認めるものに対しては占用入札に参加することができ旨を、次の各号のいずれかに該当しないと認めるものに対しては占用入札に参加することができない旨を、それぞれ通知しなければならない。

一| 当該入札占用計画が入札占用指針に照らし適切なものであること。

二| 当該入札対象施設等のための道路の占用が第三十二条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。

三| 当該入札対象施設等のための道路の占用が道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかでないこと。

四| その者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

2| 道路管理者は、前項の規定により占用入札に参加することができる旨を通知しようとする場合において、当該通知の相手方が提出した入札占用計画に従つて入札対象施設等を設置する行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該入札占用計画に記載された道路の占用の場所を管轄する警察署長に協議しなければならない。

(新設)

3 道路管理者は、第一項の規定により占用入札に参加することができる旨の通知を受けた者を参加者として、入札占用指針の定めるところにより、占用入札を実施しなければならない。

4 道路管理者は、前項の規定により実施した占用入札において最も高い占用料の額（入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上の額に限る。以下この項において同じ。）をもつて申し出た参加者を落札者として決定するものとする。ただし、効率的な道路の管理の観点から占用料の額その他の条件が当該道路管理者にとつて最も有利な入札占用計画の提出をした参加者を落札者として決定することが適切であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、最も高い占用料の額をもつて申し出た参加者以外の者を落札者として決定することができる。

5 道路管理者は、前項の規定により落札者を決定したときは、その者にその旨を通知しなければならない。

（入札占用計画の認定）

第三十九条の五 道路管理者は、前条第五項の規定により通知した落札者が提出した入札占用計画について、道路の場所を指定して、当該入札占用計画が適当である旨の認定をするものとする。

2 道路管理者は、前項の規定による認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した道路の場所を公示しなければならない。

（入札占用計画の変更等）

第三十九条の六 前条第一項の規定による認定を受けた者（次条において「認定計画提出者」という。）は、当該認定を受けた入札占用計画を変更しようとする場合においては、道路管理者の認定を受けなければならない。

2 道路管理者は、前項の規定による変更の認定をしようとする場合において、変更後の入札占用計画に従つて入札対象施設等

（新設）

（新設）

を設置する行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該入札占用計画に記載された道路の占用の場所を管轄する警察署長に協議しなければならない。

- 3 道路管理者は、第一項の規定による変更の認定の申請があつた場合において、その申請に係る変更後の入札占用計画が第三十九条の四第一項第一号から第三号までのいずれにも該当すると認めるときは、第一項の規定による認定をするものとする。
- 4 前条第二項の規定は、第一項の規定による変更の認定をした場合について準用する。

(占用入札を行った場合における道路の占用の許可)

- 第三十九条の七 認定計画提出者は、第三十九条の五第一項の規定による認定を受けた入札占用計画(前条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において「認定入札占用計画」という。)に従つて入札対象施設等を設置しなければならない。

- 2 道路管理者は、認定計画提出者から認定入札占用計画に基づき第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請があつた場合においては、これらの規定による許可を与えなければならない。

- 3 前項の規定による許可に係る第三十二条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、第三十二条第二項中「申請書を」とあるのは「申請書に、第三十九条の三第二項第二号の措置を記載した書面を添付して、」と、第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持を図る」とする。

- 4 道路管理者が第二項の規定により第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えた場合においては、当該許可に係る占用料の額は、第三十九条第二項の規定にかかわらず、占用入札において認定計画提出者が申し出た額(当該申し出た額が同項の条例(指定区間内の国道にあつては、同項の政令)で定め

(新設)

額を下回る場合にあつては、当該条例又は当該政令で定める額)とする。この場合において、同条第一項ただし書の規定は、適用しない。

5| 第三十九条の五第一項の規定による認定がされた場合においては、認定計画提出者以外の者は、同項の道路の場所については、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請をすることができない。

(道路の立体的区域の決定等)

第四十七条の七 道路管理者は、道路の存する地域の状況を勘案し、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため必要があると認めるときは、第十八条第一項の規定により決定し又は変更する道路の区域を空間又は地下について上下の範囲を定めたもの(以下「立体的区域」という。)とすることができる。

(道路管理者等の監督処分)

第七十一条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路(連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。)に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

一・二 (略)

三 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可、承認又は認定を受けた者

2 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可、承認又は認定を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は

(道路の立体的区域の決定等)

第四十七条の七 道路管理者は、道路の新設又は改築を行う場合において、当該道路の存する地域の状況を勘案し、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため必要があると認めるときは、第十八条第一項の規定により決定し又は変更する道路の区域を空間又は地下について上下の範囲を定めたもの(以下「立体的区域」という。)とすることができる。

(道路管理者等の監督処分)

第七十一条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路(連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。)に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

一・二 (略)

三 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認を受けた者

2 道路管理者は、左の各号の一に該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずるこ

措置を命ずることができる。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 5 7 (略)

第八章 罰則

第九十九条 国又は地方公共団体の職員が、第三十九条の五第一項の規定による認定に関し、その職務に反し、当該認定を受けようとする者に談合を唆すこと、当該認定を受けようとする者に当該認定に係る占用入札に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該占用入札の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

第一百条 偽計又は威力を用いて、占用入札の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 占用入札につき、公正な価額を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

第一百一条 略

第一百七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第一百八条 (略)

第一百九条 第十三条第二項又は第二十七条の規定により道路管理

とができる。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる場合の外、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 5 7 (略)

(新設)

(新設)

第九十九条 略

第一百五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第一百六条 (略)

第一百七条 第十三条第二項又は第二十七条の規定により道路管理

者に代わつてその権限を行う者は、本章の規定の適用については、道路管理者とみなす。

者に代つてその権限を行う者は、本章の規定の適用については、道路管理者とみなす。

改 正 案	現 行
<p>目次 第一章～第四章（略） 第五章 罰則（第五十七条―第六十条） 附則 （供用の拒絶等）</p> <p>第五条 会社は、前条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行 う高速道路について、次に掲げる車両（道路法第二条第五項に 規定する車両をいう。以下同じ。）の通行の禁止又は制限のた め、機構（第一号に掲げる車両にあつては、同号の道路監理員 を含む。）の要請に基づき必要な措置を講じなければならない 。</p> <p>一 第八条第一項第二十五号の規定により高速道路の道路管理 者に代わつてその権限を行う機構（第五十四条第一項の規定 により読み替えて適用する道路法第七十一条第四項の規定に より機構が命じた道路監理員を含む。）が、同法第四十六条 の規定に基づき当該高速道路について通行を禁止し、又は制 限した場合において、当該禁止又は制限の対象となる車両</p> <p>二 （略）</p> <p>三 第八条第一項第二十五号の規定により高速道路の道路管理 者に代わつてその権限を行う機構が道路法第四十七条第三項 の規定に基づき当該高速道路において安全であると認められ る限度を超える車両の通行を禁止し、又は制限した場合にお いて、当該禁止又は制限の対象となる車両（同法第四十七条 の二第一項の許可を受けた車両を除く。）</p> <p>四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>目次 第一章～第四章（略） 第五章 罰則（第五十七条―第五十九条） 附則 （供用の拒絶等）</p> <p>第五条 会社は、前条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行 う高速道路について、次に掲げる車両（道路法第二条第五項に 規定する車両をいう。以下同じ。）の通行の禁止又は制限のた め、機構（第一号に掲げる車両にあつては、同号の道路監理員 を含む。）の要請に基づき必要な措置を講じなければならない 。</p> <p>一 第八条第一項第二十一号の規定により高速道路の道路管理 者に代わつてその権限を行う機構（第五十四条第一項の規定 により読み替えて適用する道路法第七十一条第四項の規定に より機構が命じた道路監理員を含む。）が、同法第四十六条 の規定に基づき当該高速道路について通行を禁止し、又は制 限した場合において、当該禁止又は制限の対象となる車両</p> <p>二 （略）</p> <p>三 第八条第一項第二十一号の規定により高速道路の道路管理 者に代わつてその権限を行う機構が道路法第四十七条第三項 の規定に基づき当該高速道路において安全であると認められ る限度を超える車両の通行を禁止し、又は制限した場合にお いて、当該禁止又は制限の対象となる車両（同法第四十七条 の二第一項の許可を受けた車両を除く。）</p> <p>四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

(機構による道路管理者の権限の代行)

第八条 機構は、会社が第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一〇五 (略)

十六 道路法第三十九条の二第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により入札占用指針を定め、及び同法第三十九条の二第六項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により意見を聴くこと。

十七 道路法第三十九条の四第一項又は第五項(同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により通知し、同法第三十九条の四第二項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により協議し、同法第三十九条の四第三項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により占用入札を実施し、及び同法第三十九条の四第四項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により落札者を決定すること。

十八 道路法第三十九条の五第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により道路の場所を指定し、及び入札占用計画が適当である旨の認定をすること。

十九 道路法第三十九条の六第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により変更の認定をし、及び同法第三十九条の六第二項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により協議すること。

二〇 三十七 (略)

2 機構は、前項の規定により高速自動車国道の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が同項

(機構による道路管理者の権限の代行)

第八条 機構は、会社が第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一〇五 (略)

十六 三十三 (略)

2 機構は、前項の規定により高速自動車国道の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が同項

第一号、第三号、第十四号から第十六号まで、第二十七号又は第三十五号に掲げるもの（同項第十四号又は第十五号に掲げる権限にあつては道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係るもの）に限り、同項第十六号に掲げる権限にあつては道路法第三十九条の第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により入札占用指針（当該道路の占用に関するものに限る。）を定めることに限り、前項第二十七号に掲げる権限にあつては同法第四十七条の第三第二項の規定により協議することに限る。）であるときは、あらかじめ、当該道路管理者の承認を受け、かつ、これらの権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該道路管理者に報告しなければならない。

3 機構は、第一項の規定により高速道路（高速自動車国道を除く。以下この項において同じ。）の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が第一項第九号に掲げるもの又は一般国道に係る同項第十四号から第十六号まで、第二十七号若しくは第三十一号に掲げるもの（同項第十六号に掲げる権限にあつては道路法第三十九条の第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により入札占用指針を定めることに限り、第一項第二十七号に掲げる権限にあつては同法第四十七条の第三第二項の規定により協議することに限る。以下この項において同じ。）であるときは当該高速道路の道路管理者の意見を聴き、その権限が第一項第三十五号に掲げるもの又は都道府県道若しくは指定市の市道に係る同項第十四号から第十六号まで、第二十七号若しくは第三十一号に掲げるものであるときは当該高速道路の道路管理者の同意を得、かつ、これらの権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を当該高速道路の道路管理者に通知しなければならない。ただし、同項第十四号から第十六号までに掲げる権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係る場合に限る。

4 機構は、第一項の規定により高速道路の道路管理者に代わつ

第一号、第三号、第十四号、第十五号、第二十三号又は第三十一号に掲げるもの（同項第十四号又は第十五号に掲げる権限にあつては道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係るもの）に限り、同項第二十三号に掲げる権限にあつては道路法第四十七条の第三第二項の規定により協議することに限る。）であるときは、あらかじめ、当該道路管理者の承認を受け、かつ、これらの権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該道路管理者に報告しなければならない。

3 機構は、第一項の規定により高速道路（高速自動車国道を除く。以下この項において同じ。）の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が第一項第九号に掲げるもの又は一般国道に係る同項第十四号、第十五号、第二十三号若しくは第二十七号に掲げるもの（同項第二十三号に掲げる権限にあつては、道路法第四十七条の第三第二項の規定により協議することに限る。以下この項において同じ。）であるときは当該高速道路の道路管理者の意見を聴き、その権限が第一項第三十一号に掲げるもの又は都道府県道若しくは指定市の市道に係る同項第十四号、第十五号、第二十三号若しくは第二十七号に掲げるものであるときは当該高速道路の道路管理者の同意を得、かつ、これらの権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を当該高速道路の道路管理者に通知しなければならない。ただし、同項第十四号又は第十五号に掲げる権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係る場合に限る。

4 機構は、第一項の規定により高速道路の道路管理者に代わつ

てその権限を行おうとする場合において、その権限が同項第一号、第三号、第五号、第六号、第九号、第十一号から第二十号まで、第二十二号から第二十七号まで、第二十九号から第三十一号まで又は第三十三号から第三十六号までに掲げるものであるときは、あらかじめ、会社の意見を聴き、同項第一号から第七号まで又は第九号から第三十六号までに掲げる権限（同項第二号に掲げる権限にあつては高速自動車国道法第八条第一項に規定する他の工作物の管理者が、第一項第十号に掲げる権限にあつては道路法第二十条第一項に規定する他の工作物の管理者が、それぞれ当該会社以外の者であるときに限る。）を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を会社に通知しなければならない。

5 第一項第三号、第四号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号、第二十六号、第三十一号、第三十二号及び第三十六号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて機構が行う許可、承認又は認定については、機構に提出すべき申請書その他の書類は、会社を経由しなければならない。この場合における道路法第三十二条第四項の規定の適用については、同項中「道路管理者」とあるのは、「道路整備特別措置法第二条第四項に規定する会社（以下「会社」という。）とする。

6 前二項の規定は、第一項第三号、第四号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号、第三十一号又は第三十二号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて機構が行う許可、承認又は認定であつて当該会社に対するものについては、適用しない。

7 機構は、第一項の規定により高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行う場合において、その権限が同項第十四号又は第十六号から第十九号までに掲げるものであるときは、当該権限に係る事務の円滑かつ効率的な実施を確保するため、道路の占用の許可に係る申請書の記載事項の確認、占用入札のための調査その他の国土交通省令で定める事務を会社に委託しなければならない。

てその権限を行おうとする場合において、その権限が同項第一号、第三号、第五号、第六号、第九号、第十一号から第十六号まで、第十八号から第二十三号まで、第二十五号から第二十七号まで又は第二十九号から第三十二号までに掲げるものであるときは、あらかじめ、会社の意見を聴き、同項第一号から第七号まで又は第九号から第三十二号までに掲げる権限（同項第二号に掲げる権限にあつては高速自動車国道法第八条第一項に規定する他の工作物の管理者が、第一項第十号に掲げる権限にあつては道路法第二十条第一項に規定する他の工作物の管理者が、それぞれ当該会社以外の者であるときに限る。）を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を会社に通知しなければならない。

5 第一項第三号、第四号、第十三号、第十四号、第二十二号、第二十七号、第二十八号及び第三十二号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて機構が行う許可又は承認については、機構に提出すべき申請書その他の書類は、会社を経由しなければならない。この場合における道路法第三十二条第四項の規定の適用については、同項中「道路管理者」とあるのは、「道路整備特別措置法第二条第四項に規定する会社（以下「会社」という。）とする。

6 前二項の規定は、第一項第三号、第四号、第十三号、第十四号、第二十七号又は第二十八号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて機構が行う許可又は承認であつて当該会社に対するものについては、適用しない。

（新設）

8 機構は、前項の規定により事務を委託する場合においては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

9 次条第一項第十号又は第十三号の規定により高速道路の道路管理者に代わつてこれらの権限を会社が行つた場合においては、機構は、それぞれ第一項第二十三号又は第三十三号に掲げる権限を行わないものとする。

10 (略)

(会社による道路管理者の権限の代行)

第九条 会社は、第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一 一十 (略)

十一 前条第一項第二十四号の規定により機構が定めた道路標識又は区画線を、道路法第四十五条第一項、第四十七条の五及び第四十八条の十一第二項の規定により設けること。

十二 一十四 (略)

2 一十一 (略)

(地方道路公社による道路管理者の権限の代行)

第十七条 地方道路公社は、第十条第一項の許可若しくは第十二条第一項の許可を受けて道路を新設し、若しくは改築する場合、第十四条の規定により道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合又は第十五条第一項の許可を受けて道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一 一十一 (略)

十二 道路法第三十九条の二第二項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により入札占用指針を定め、及び同法第三十九条の二第六項(同法第九十一条第二

(新設)

7 次条第一項第十号又は第十三号の規定により高速道路の道路管理者に代わつてこれらの権限を会社が行つた場合においては、機構は、それぞれ第一項第十九号又は第二十九号に掲げる権限を行わないものとする。

8 (略)

(会社による道路管理者の権限の代行)

第九条 会社は、第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一 一十 (略)

十一 前条第一項第二十号の規定により機構が定めた道路標識又は区画線を、道路法第四十五条第一項、第四十七条の五及び第四十八条の十一第二項の規定により設けること。

十二 一十四 (略)

2 一十一 (略)

(地方道路公社による道路管理者の権限の代行)

第十七条 地方道路公社は、第十条第一項の許可若しくは第十二条第一項の許可を受けて道路を新設し、若しくは改築する場合、第十四条の規定により道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合又は第十五条第一項の許可を受けて道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一 一十一 (略)

項において準用する場合を含む。)の規定により意見を聴くこと。

十三 道路法第三十九条の四第一項又は第五項(同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により通知し、同法第三十九条の四第二項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により協議し、同法第三十九条の四第三項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により占用入札を実施し、及び同法第三十九条の四第四項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により落札者を決定すること。

十四 道路法第三十九条の五第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により道路の場所を指定し、及び入札占用計画が適当である旨の認定をすること。

十五 道路法第三十九条の六第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により変更の認定をし、及び同法第三十九条の六第二項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により協議すること。
十六 三十四 (略)

2

地方道路公社は、前項の規定により当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が同項第一号に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の意見を聴き、その権限が同項第九号、第十号、第十二号、第二十三号、第二十七号又は第三十一号に掲げるもの(同項第十二号に掲げる権限にあつては道路法第三十九条の二第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により入札占用指針を定めること)に限り、前項第二十三号に掲げる権限にあつては同法第四十七条の三第二項の規定により協議することに限る。)であるときは当該道路の道路管理者の同意を得、かつ、これらの権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。ただ

十二 三十四 (略)

2

地方道路公社は、前項の規定により当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が同項第一号に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の意見を聴き、その権限が同項第九号、第十号、第十九号、第二十三号又は第二十七号に掲げるもの(同項第十九号に掲げる権限にあつては、道路法第四十七条の三第二項の規定により協議することに限る。)であるときは当該道路の道路管理者の同意を得、かつ、これらの権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。ただし、前項第九号又は第十号に掲げる権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係る場合に限る。

し、前項第九号、第十号又は第十二号に掲げる権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係る場合に限る。

3 (略)

(料金の額等の基準)

第二十三条 (略)

2 (略)

3 会社管理高速道路に係る料金の徴収期間の満了の日は、当該会社管理高速道路に係る道路資産の貸付期間の満了の日と同一でなければならない。この場合において、当該満了の日は、平成七十七年九月三十日以前でなければならない。

4 (略)

(占用料の徴収についての道路法の規定の適用)

第三十三条 会社管理高速道路及び公社管理道路に関する道路法第三十九条、第三十九条の二第五項及び第三十九条の七第四項の規定の適用については、同法第三十九条第一項中「道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第二条第七項に規定する機構等（以下「機構等」という。）」と、同条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第三十九条の二第五項中「道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第三十九条の七第四項中「道路管理者」とあるのは「機構等」と、「同項の条例（指定区間内の国道にあつては、同項の政令）」とあるのは「同項の政令」と、「同項の条例（指定区間内の国道にあつては、同項の政令）」とあるのは「当該政令」とする。

(違法放置物件の保管についての道路法の規定の適用)

第三十五条 第八条第一項第二十三号、第九条第一項第十号又は第十七条第一項第十九号の規定により道路法第四十四条の二第

3 (略)

(料金の額等の基準)

第二十三条 (略)

2 (略)

3 会社管理高速道路に係る料金の徴収期間の満了の日は、当該会社管理高速道路に係る道路資産の貸付期間の満了の日と同一でなければならない。この場合において、当該満了の日は、会社の成立の日から起算して四十五年を超えてはならない。

4 (略)

(占用料の徴収についての道路法の規定の適用)

第三十三条 会社管理高速道路及び公社管理道路に関する道路法第三十九条の規定の適用については、同条第一項中「道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第二条第七項に規定する機構等（以下「機構等」という。）」と、同条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」とする。

(違法放置物件の保管についての道路法の規定の適用)

第三十五条 第八条第一項第十九号、第九条第一項第十号又は第十七条第一項第十五号の規定により道路法第四十四条の二第

二項に規定する道路管理者の権限を代わつて行う機構等又は会社と同条第一項に規定する違法放置物件（同条第四項の規定により売却した代金を含む。）を保管する場合における同条第八項の規定の適用については、同項中「道路管理者」とあるのは、「機構等又は会社」とする。

（手数料の納付についての道路法の規定の適用）

第三十六条 第八条第一項第二十六号又は第十七条第一項第二十二号の規定により道路法第四十七条の二第一項の許可に関する道路管理者の権限を機構等が代わつて行う場合における同条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「道路管理者（当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては、国）」とあるのは「機構等」と、同条第四項中「当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては政令で、その他の者である場合にあつては当該道路管理者である地方公共団体の条例」とあるのは「政令」とする。

（収入の帰属）

第四十二条 （略）

2 （略）

3 第一項に規定するもののほか、第三十三条の規定により読み替えて適用する道路法第三十九条の規定に基づく占用料、第三十四条の規定により読み替えて適用する同法第四十八条の七第一項若しくは高速自動車国道法第十一条の四第一項の規定に基づく連結料、第三十六条の規定により読み替えて適用する道路法第四十七条の二第三項の規定に基づく手数料、第八条第一項第二十三号若しくは第十七条第一項第十九号の規定により同法第四十四条の二第一項から第四項までの規定による道路管理者の権限を機構等が代わつて行った場合における同条第七項の規定に基づく負担金、第四十条の規定により読み替えて適用する同法第六十一条第一項の規定に基づく負担金又は第四十条第二

項に規定する道路管理者の権限を代わつて行う機構等又は会社と同条第一項に規定する違法放置物件（同条第四項の規定により売却した代金を含む。）を保管する場合における同条第八項の規定の適用については、同項中「道路管理者」とあるのは、「機構等又は会社」とする。

（手数料の納付についての道路法の規定の適用）

第三十六条 第八条第一項第二十二号又は第十七条第一項第十八号の規定により道路法第四十七条の二第一項の許可に関する道路管理者の権限を機構等が代わつて行う場合における同条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「道路管理者（当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては、国）」とあるのは「機構等」と、同条第四項中「当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては政令で、その他の者である場合にあつては当該道路管理者である地方公共団体の条例」とあるのは「政令」とする。

（収入の帰属）

第四十二条 （略）

2 （略）

3 第一項に規定するもののほか、第三十三条の規定により読み替えて適用する道路法第三十九条の規定に基づく占用料、第三十四条の規定により読み替えて適用する同法第四十八条の七第一項若しくは高速自動車国道法第十一条の四第一項の規定に基づく連結料、第三十六条の規定により読み替えて適用する道路法第四十七条の二第三項の規定に基づく手数料、第八条第一項第十九号若しくは第十七条第一項第十五号の規定により同法第四十四条の二第一項から第四項までの規定による道路管理者の権限を機構等が代わつて行った場合における同条第七項の規定に基づく負担金、第四十条の規定により読み替えて適用する同法第六十一条第一項の規定に基づく負担金又は第四十条第二

項の規定により読み替えて適用する同法第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書若しくは第六十二条後段の規定に基づく負担金は、それぞれ当該占用料若しくは連結料を徴収し、当該手数料の納付を受け、又は当該負担金を負担させた機構等の収入とする。

4 (略)

(道路法及び高速自動車国道法の適用等)

第五十四条 この法律による道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理については、この法律に定めるもののほか、道路法（第五十条から第五十三条までを除く。）及び高速自動車国道法（第二十条を除く。）並びにこれらの法律に基づく政令の規定の適用があるものとする。この場合において、道路法第四十七条の三第二項中「道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）」とあるのは「道路（高速自動車国道又は指定区間内の国道に限る。）が道路整備特別措置法第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路（以下「会社管理高速道路」という。）である場合にあつては機構に、同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路（以下「公社管理道路」という。）である場合にあつては地方道路公社」と、同条第四項及び第五項中「道路管理者」とあり、同条第六項中「これらの道路の道路管理者」とあり、並びに同条第九項中「第一項の規定により指定された道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）」とあるのは「機構等」と、同条第六項中「指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道」とあり、及び同条第九項中「当該道路」とあるのは「会社管理高速道路又は公社管理道路」と、同法第七十一条第四項中「道路管理者（第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた北海道開発局長を含む。以下この項及び次項において同じ。）は、その職員のうちから道路監視員を命じ」とあるのは「機構等又は有料道路管理者（道路整備特別措置法第十八条第四項に規定する有料道路管理者をいう。以下同じ。）は、その職員のうちから

の規定により読み替えて適用する同法第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書若しくは第六十二条後段の規定に基づく負担金は、それぞれ当該占用料若しくは連結料を徴収し、当該手数料の納付を受け、又は当該負担金を負担させた機構等の収入とする。

4 (略)

(道路法及び高速自動車国道法の適用等)

第五十四条 この法律による道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理については、この法律に定めるもののほか、道路法（第五十条から第五十三条までを除く。）及び高速自動車国道法（第二十条を除く。）並びにこれらの法律に基づく政令の規定の適用があるものとする。この場合において、道路法第四十七条の三第二項中「道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）」とあるのは「道路（高速自動車国道又は指定区間内の国道に限る。）が道路整備特別措置法第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路（以下「会社管理高速道路」という。）である場合にあつては機構に、同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路（以下「公社管理道路」という。）である場合にあつては地方道路公社」と、同条第四項及び第五項中「道路管理者」とあり、同条第六項中「これらの道路の道路管理者」とあり、並びに同条第九項中「第一項の規定により指定された道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）」とあるのは「機構等」と、同条第六項中「指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道」とあり、及び同条第九項中「当該道路」とあるのは「会社管理高速道路又は公社管理道路」と、同法第七十一条第四項中「道路管理者（第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた北海道開発局長を含む。以下この項及び次項において同じ。）は、その職員のうちから道路監視員を命じ」とあるのは「機構等又は有料道路管理者（道路整備特別措置法第十八条第四項に規定する有料道路管理者をいう。以下同じ。）は、その職員のうちから

ら道路監理員を命じ」と、「第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分」とあるのは「道路整備特別措置法第八条第一項第三十四号又は第十七条第一項第三十号の規定により道路管理者に代わつて行う第一項若しくは第二項の規定による機構等の処分又は第一項若しくは第二項の規定による有料道路管理者の処分」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2・3 (略)

4 この法律の規定により道路管理者に代わつてその権限を行う機構等は、道路法第八章(第九九条を除く。)の規定の適用については道路管理者とみなし、高速自動車国道法第四章(第三十三条を除く。)の規定の適用については国土交通大臣とみなす。

第五章 罰則

第五十七条 機構又は地方道路公社が第八条第一項第十八号又は第十七条第一項第十四号の規定により道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、当該機構又は地方道路公社の役員又は職員が、道路法第三十九条の五第一項の認定に関し、その職務に反し、当該認定を受けようとする者に談合を唆すこと、当該認定を受けようとする者に当該認定に係る同法第三十九条の三第一項に規定する占用入札に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該占用入札の公正を害すべき行為を行つたときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

第五十八条・第五十九条 (略)

第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

ら道路監理員を命じ」と、「第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分」とあるのは「道路整備特別措置法第八条第一項第三十号又は第十七条第一項第二十六号の規定により道路管理者に代わつて行う第一項若しくは第二項の規定による機構等の処分又は第一項若しくは第二項の規定による有料道路管理者の処分」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2・3 (略)

4 この法律の規定により道路管理者に代わつてその権限を行う機構等は、道路法第八章(百七条を除く。)の規定の適用については道路管理者とみなし、高速自動車国道法第四章(第三十三条を除く。)の規定の適用については国土交通大臣とみなす。

(新設)

第五十七条・第五十八条 (略)

第五十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十七条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

改 正 案	現 行
<p>（道路の上空又は路面下において建築物等の建築又は建設を行うための地区整備計画）</p> <p>第十二条の十一 地区整備計画においては、第十二条の五第七項に定めるもののほか、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、<u>道路（都市計画において定められた計画道路を含み、自動車のみ交通の用に供するもの及び自動車の沿道への出入りができない高架その他の構造のものに限る。）の上空又は路面下において建築物等の建築又は建設を行うことが適切であると認められるときは、当該道路の区域のうち、建築物等の敷地として併せて利用すべき区域を定めることができる。</u>この場合において、当該区域内における建築物等の建築又は建設の限界であつて空間又は地下について上下の範囲を定めるものをも定めなければならない。</p> <p>（他の行政機関等との調整等）</p> <p>第二十三条（略）</p> <p>256（略）</p> <p>7 市町村は、第十二条の十一の規定により地区整備計画において建築物等の建築又は建設の限界を定めようとするときは、あらかじめ、同条に規定する道路の管理者又は管理者となるべき者に協議しなければならない。</p> <p>（建築の許可）</p> <p>第五十三条 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で</p>	<p>（道路の上空又は路面下において建築物等の整備を一体的に行うための地区整備計画）</p> <p>第十二条の十一 地区整備計画においては、第十二条の五第七項に定めるもののほか、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、<u>都市計画施設である道路（自動車のみ交通の用に供するもの及び自動車の沿道への出入りができない高架その他の構造のものに限る。）の整備と併せて当該都市計画施設である道路の上空又は路面下において建築物等の整備を一体的に行うことが適切であると認められるときは、当該都市計画施設である道路の区域のうち、建築物等の敷地として併せて利用すべき区域を定めることができる。</u>この場合においては、当該区域内における建築物等の建築又は建設の限界（当該都市計画施設である道路の整備上必要な建築物等の建築又は建設の限界であつて空間又は地下について上下の範囲を定めたものをいう。）をも定めなければならない。</p> <p>（他の行政機関等との調整等）</p> <p>第二十三条（略）</p> <p>256（略）</p> <p>7 市町村は、第十二条の十一の規定により地区整備計画において建築物等の建築又は建設の限界を定めようとするときは、あらかじめ、同条に規定する都市計画施設である道路を管理することとなる者に協議しなければならない。</p> <p>（建築の許可）</p> <p>第五十三条 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で</p>

定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一～四 (略)

五 第十二条の十一に規定する道路(都市計画施設であるものに限る。)の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域内において行う行為であつて、当該道路を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるもの

2・3 (略)

定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一～四 (略)

五 第十二条の十一に規定する都市計画施設である道路の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域内において行う行為であつて、当該都市計画施設である道路を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるもの

2・3 (略)

改 正 案	現 行
<p>（都市再生特別地区） 第三十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限は、当該地区にふさわしい高さ、配列等を備えた建築物の建築が誘導されること、建築物の敷地内に道路（都市計画において定められた計画道路を含む。次条第一項において同じ。）に接する有効な空地が確保されること等により、当該都市再生特別地区における防災、交通、衛生等に関する機能が確保されるように定めなければならない。</p> <p>（道路の上空又は路面下における建築物等の建築又は建設） 第三十六条の二 都市再生特別地区に関する都市計画には、前条第二項に定めるもののほか、特定都市再生緊急整備地域内において都市の国際競争力の強化を図るため、道路の上空又は路面下において建築物等の建築又は建設を行うことが適切であると認められるときは、当該道路の区域のうち、建築物等の敷地として併せて利用すべき区域（以下「重複利用区域」という。）を定めることができる。この場合においては、当該重複利用区域内における建築物等の建築又は建設の限界であつて空間又は地下について上下の範囲を定めるものをも定めなければならない。</p> <p>2 都市計画法第十五条第一項の都道府県又は同法第八十七条の二第一項の指定都市（同法第二十二條第一項の場合にあつては、同項の国土交通大臣）は、前項の規定により建築物等の建築</p>	<p>（都市再生特別地区） 第三十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限は、当該地区にふさわしい高さ、配列等を備えた建築物の建築が誘導されること、建築物の敷地内に道路（都市計画において定められた計画道路を含む。）に接する有効な空地が確保されること等により、当該都市再生特別地区における防災、交通、衛生等に関する機能が確保されるように定めなければならない。</p> <p>（道路の上空又は路面下における建築物等の建築又は建設） 第三十六条の二 都市再生特別地区に関する都市計画には、前条第二項に定めるもののほか、特定都市再生緊急整備地域内において都市の国際競争力の強化を図るため、都市計画施設（都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。以下この条において同じ。）である道路の上空又は路面下において建築物等の建築又は建設を行うことが適切であると認められるときは、当該都市計画施設である道路の区域のうち、建築物等の敷地として併せて利用すべき区域（以下「重複利用区域」という。）を定めることができる。この場合においては、当該重複利用区域内における建築物等の建築又は建設の限界であつて空間又は地下について上下の範囲を定めるものをも定めなければならない。</p> <p>2 都市計画法第十五条第一項の都道府県又は同法第八十七条の二第一項の指定都市（同法第二十二條第一項の場合にあつては、同項の国土交通大臣）は、前項の規定により建築物等の建築</p>

又は建設の限界を定めようとするときは、あらかじめ、同項に規定する道路の管理者又は管理者となるべき者に協議しなければならぬ。

又は建設の限界を定めようとするときは、あらかじめ、同項に規定する都市計画施設である道路の管理者又は管理者となるべき者に協議しなければならぬ。

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十二条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 国から交付された補助金を財源として、会社に対し、高速道路のうち当該高速道路と道路（高速道路を除く。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。</p> <p>七 十一 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（協定）</p> <p>第十三条 機構は、前条第一項の業務を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、会社と、全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路（当該高速道路について二以上の会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合にあっては、それぞれの会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う高速道路の各部分。以下この項において同じ。）ごとに、次に掲げる事項をその内容を含む協定（以下「協定」という。）を締結しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 会社が行う管理のうち、新設、改築又は修繕に係る工事（特定更新等工事（橋、トンネルその他の高速道路を構成する施設又は工作物で、損傷、腐食その他の劣化により高速道路の構造に支障を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通省令で定めるもの）に係る当該施設若しくは工作物の更新に係る工事又はこれと同等の効果を有すると認められる工事という</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十二条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 十 （略）</p> <p>七 十一 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（協定）</p> <p>第十三条 機構は、前条第一項の業務を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、会社と、全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路（当該高速道路について二以上の会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合にあっては、それぞれの会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う高速道路の各部分。以下この項において同じ。）ごとに、次に掲げる事項をその内容を含む協定（以下「協定」という。）を締結しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 会社が行う管理のうち、新設、改築又は修繕に係る工事の内容（修繕に係る工事にあつては、機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る。）</p>

。以下同じ。)を除き、修繕に係る工事にあつては、機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る。)の内容

三 特定更新等工事の内容

四 前二号に規定する工事に要する費用に係る債務であつて、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額

五 (略)

六 機構が会社に対して行う前条第一項第四号、第六号及び第七号(災害復旧に係る部分を除く。)の無利子貸付けの貸付計画

七 〇九 (略)

2・3 (略)

4 第一項第七号の貸付期間の満了の日は、同項第八号の徴収期間の満了の日と同一でなければならない。

5 (略)

(業務実施計画)

第十四条 機構は、会社と協定を締結したとき(前条第一項に規定する全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路について二以上の会社と協定を締結する場合にあつては、そのすべての会社と協定を締結したとき)は、遅滞なく、当該協定の対象となる高速道路ごとに、次に掲げる事項を記載した業務実施計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 (略)

二 会社が行う管理のうち、新設、改築又は修繕に係る工事(特定更新等工事を除き、修繕に係る工事にあつては、機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る。)の内容

三 特定更新等工事の内容

四 前二号に規定する工事に要する費用に係る債務であつて、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額

三 前号に規定する工事に要する費用に係る債務であつて、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額

四 (略)

五 機構が会社に対して行う前条第一項第四号及び第六号(災害復旧に係る部分を除く。)の無利子貸付けの貸付計画

六 〇八 (略)

2・3 (略)

4 第一項第六号の貸付期間の満了の日は、同項第七号の徴収期間の満了の日と同一でなければならない。

5 (略)

(業務実施計画)

第十四条 機構は、会社と協定を締結したとき(前条第一項に規定する全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路について二以上の会社と協定を締結する場合にあつては、そのすべての会社と協定を締結したとき)は、遅滞なく、当該協定の対象となる高速道路ごとに、次に掲げる事項を記載した業務実施計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 (略)

二 会社が行う管理のうち、新設、改築又は修繕に係る工事(内容(修繕に係る工事にあつては、機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る。))

三 前号に規定する工事に要する費用に係る債務であつて、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額

四 前号に規定する工事に要する費用に係る債務であつて、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額

五 (略)

六 機構が会社に対して行う第十二条第一項第四号、第六号及び第七号(災害復旧に係る部分を除く。)の無利子貸付けの貸付計画

七〇九 (略)

2 二以上の会社と協定を締結した高速道路に関する業務実施計画にあつては、前項第二号から第七号までに掲げる事項は、それぞれの会社ごとに定めるものとする。

3 (略)

4 国土交通大臣は、第一項の規定による認可の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する場合でなければ、同項の認可をしてはならない。

一 (略)

二 特定更新等工事により、当該高速道路に係る道路資産の貸付期間の満了の日においてもその構造が通常有すべき安全性を有していることとなることと見込まれるものであること。

三・四 (略)

5 (略)

(補助金)

第二十五条 政府は、予算の範囲内において、機構に対して、第十二条第一項第五号及び第六号の業務に要する経費を補助することができる。

2 第十二条第一項第七号の地方公共団体は、予算の範囲内において、機構に対して、同号の業務に要する経費を補助することができる。

第二十六条 国土交通大臣は、道路整備特別措置法に基づき代行する道路管理者の権限の適正な行使を確保するため特に必要があると認めるときは、機構に対し、第十二条第一項第九号の業務及びこれに附帯する業務に関し必要な措置をとることを求めることができる。

四 (略)

五 機構が会社に対して行う第十二条第一項第四号及び第六号(災害復旧に係る部分を除く。)の無利子貸付けの貸付計画

六〇八 (略)

2 二以上の会社と協定を締結した高速道路に関する業務実施計画にあつては、前項第二号から第六号までに掲げる事項は、それぞれの会社ごとに定めるものとする。

3 (略)

4 国土交通大臣は、第一項の規定による認可の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する場合でなければ、同項の認可をしてはならない。

一 (略)

二・三 (略)

5 (略)

(補助金)

第二十五条 政府は、予算の範囲内において、機構に対して、第十二条第一項第五号の業務に要する経費を補助することができる。

2 第十二条第一項第六号の地方公共団体は、予算の範囲内において、機構に対して、同号の業務に要する経費を補助することができる。

第二十六条 国土交通大臣は、道路整備特別措置法に基づき代行する道路管理者の権限の適正な行使を確保するため特に必要があると認めるときは、機構に対し、第十二条第一項第八号の業務及びこれに附帯する業務に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2	2	(略)	<p>(財務大臣との協議等)</p> <p>第二十七条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しななければならない。</p> <p>一 第六条第二項、第十四条第一項(第四号、第五号及び第八号に係る部分に限る。)、第二十二条第一項若しくは第六項又は第二十四条第一項の認可をしようとする場合</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(機構の解散)</p> <p>第三十一条 機構は、別に法律で定めるところにより、平成十七年九月三十日までに解散する。</p> <p>2 (略)</p>
2	2	(略)	<p>(財務大臣との協議等)</p> <p>第二十七条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しななければならない。</p> <p>一 第六条第二項、第十四条第一項(第三号、第四号及び第七号に係る部分に限る。)、第二十二条第一項若しくは第六項又は第二十四条第一項の認可をしようとする場合</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(機構の解散)</p> <p>第三十一条 機構は、別に法律で定めるところにより、この法律の施行の日から起算して四十五年を経過する日までに解散する。</p> <p>2 (略)</p>

○道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>2 前項の場合においては、道路管理者の権限は、政令の定めるところにより、道路管理者に代わつて国土交通大臣が行う。この場合において、道路法第百九条の規定の適用については、同条中「第二十七条」とあるのは、「道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）第二条第二項前段」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 前項の場合においては、道路管理者の権限は、政令の定めるところにより、道路管理者に代わつて国土交通大臣が行う。この場合において、道路法第百七条の規定の適用については、同条中「第二十七条」とあるのは、「道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）第二条第二項前段」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第二十五条 高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理については、この法律に定めるもののほか、道路法及び同法に基づく政令の規定の適用があるものとする。この場合において、同法第二条第二項第二号又は第六号中「第十八条第一項に規定する道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同法第二十四条の二第一項、第三十九条第二項、第三十九条の二第五項又は第六十一条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第二十四条の三中「条例（国道にあつては、国土交通省令）」とあるのは「国土交通省令」と、同法第四十四条第一項又は第七十三条第二項中「条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第四十七条の二第四項中「当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては政令で、その他の者である場合にあつては当該道路管理者である地方公共団体の条例で」とあるのは「政令で」と、同法第九十九条中「第十三条第二項又は第二十七条の規定により道路管理者に代わつて」とあるのは「高速自動車国道法第九条の規定により国土交通大臣に代わつて」と、「道路管理者とみなす」とあるのは「国土交通大臣とみなす」とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第二十五条 高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理については、この法律に定めるもののほか、道路法及び同法に基づく政令の規定の適用があるものとする。この場合において、同法第二条第二項第二号又は第六号中「第十八条第一項に規定する道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同法第二十四条の二第一項、第三十九条第二項又は第六十一条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第二十四条の三中「条例（国道にあつては、国土交通省令）」とあるのは「国土交通省令」と、同法第四十四条第一項又は第七十三条第二項中「条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第四十七条の二第四項中「当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては政令で、その他の者である場合にあつては当該道路管理者である地方公共団体の条例で」とあるのは「政令で」と、同法第七十七条中「第十三条第二項又は第二十七条の規定により道路管理者に代わつて」とあるのは「高速自動車国道法第九条の規定により国土交通大臣に代わつて」と、「道路管理者とみなす」とあるのは「国土交通大臣とみなす」とする。</p> <p>2 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>（高速道路利便増進事業のための一般会計における独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の債務の承継等）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 国土交通大臣は、第二項の計画が次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、これに同意をすることができる。</p> <p>一 当該計画の実施が当該高速道路の通行者及び利用者の利便の増進並びに機構法第十三条第一項第八号に規定する徴収期間を通じた高速道路料金（同号に規定する料金をいう。第十項第二号において同じ。）の額の合計額を減少させることによる当該高速道路の通行者及び利用者の負担の軽減を図る上で適切かつ効果的であると認められること。</p> <p>二 四（略）</p> <p>5 9（略）</p> <p>10 第一項及び第二項の「高速道路利便増進事業」とは、次に掲げる事業又は事務であつて、会社が行うものをいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 高速道路の区間を限つた特別な高速道路料金の額の設定（機構法第十三条第一項第八号に規定する徴収期間を通じた高速道路料金の額の合計額を減少させることにより高速道路の通行者及び利用者の負担の軽減を図るものに限る。）であつて、当該高速道路を含む道路の自動車交通の円滑化のため必要と認められるもの</p>	<p>（高速道路利便増進事業のための一般会計における独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の債務の承継等）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 国土交通大臣は、第二項の計画が次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、これに同意をすることができる。</p> <p>一 当該計画の実施が当該高速道路の通行者及び利用者の利便の増進並びに機構法第十三条第一項第七号に規定する徴収期間を通じた高速道路料金（同号に規定する料金をいう。第十項第二号において同じ。）の額の合計額を減少させることによる当該高速道路の通行者及び利用者の負担の軽減を図る上で適切かつ効果的であると認められること。</p> <p>二 四（略）</p> <p>5 9（略）</p> <p>10 第一項及び第二項の「高速道路利便増進事業」とは、次に掲げる事業又は事務であつて、会社が行うものをいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 高速道路の区間を限つた特別な高速道路料金の額の設定（機構法第十三条第一項第七号に規定する徴収期間を通じた高速道路料金の額の合計額を減少させることにより高速道路の通行者及び利用者の負担の軽減を図るものに限る。）であつて、当該高速道路を含む道路の自動車交通の円滑化のため必要と認められるもの</p>